

船舶事故調査報告書

令和7年2月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年10月24日 08時00分ごろ
発生場所	神奈川県横須賀市横須賀港第6区 横須賀港鴨居西防波堤灯台から真方位115° 1,200m付近 (概位 北緯35° 14.5′ 東経139° 44.9′)
事故の概要	遊漁船第二長谷川丸は、南南西進中、また、ミニボート（船名なし）は、錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年11月16日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 第二長谷川丸、4.5トン KN3-12290（漁船登録番号）、個人所有 第235-15890号（船舶検査済票の番号） B ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長約3m） なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 操縦者B、操縦免許 なし
負傷者	A なし B 軽傷 1人（操縦者B）
損傷	A 船首部外板に塗膜剥離 B 右舷側外板に亀裂及び船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.3m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、遊漁の目的で、横須賀市観音崎南方沖の香山根周辺の釣り場（以下「本件釣り場」という。）に向け、同市新安浦港を出港した。 A船は、船長Aが操舵室の右舷側に立ち、約12ノットの対地速力で、手動操舵により観音崎北東方沖を南東進した。 船長Aは、観音崎東方沖に至ったところで、観音崎南方沖から北進してくる反航船を認めたので、同船の左舷側を通過しようと陸地側（観音崎寄り）の針路にする目的で右に舵を取った。 船長Aは、反航船を安全に通過した後、陸地側の海域は浅瀬が多いので、観音崎の沖側海域を航行する針路にしようと、左に舵を取った。 船長Aは、観音崎の沖側海域に向けて南南東進している際、右舷船首方の海面に黒い棒のような物が立っているように見えたが、A船から約800m離れているので、気に留めずに黒い棒のような物から目

を離して航行した。

船長Aは、観音埼の沖側海域へ至り、右舵を取って本件釣り場に向ける針路にした際、目視で周囲を一見し、本件釣り場付近に数隻の遊漁船を認めたものの、前路に他船を認めなかったため、前路に航行の支障となる他船はいないと思いA船を南南西進させた。

(図1 参照)

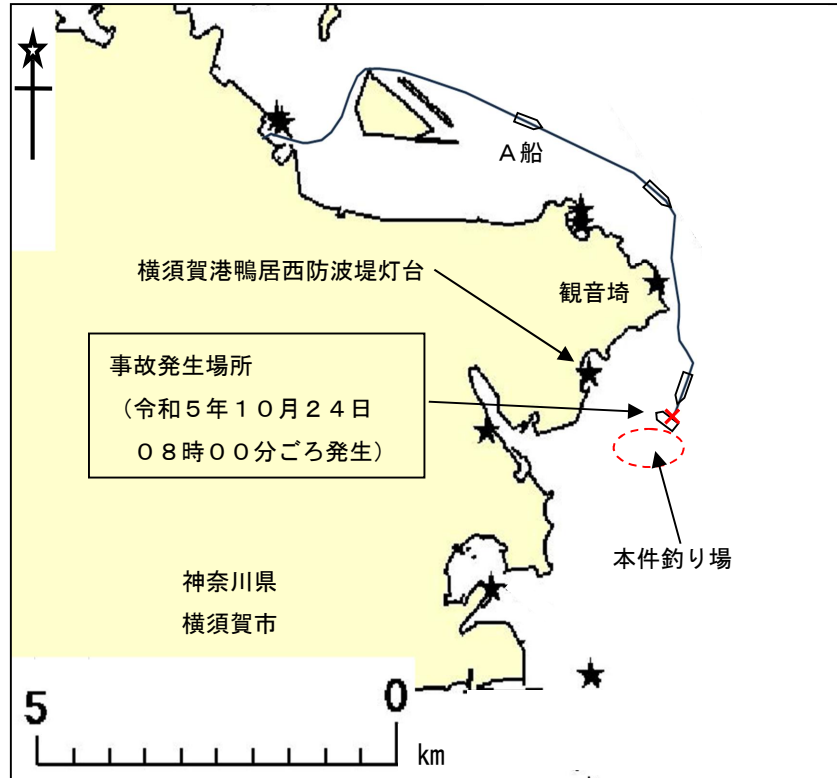


図1 事故発生経過概略図

船長Aは、本件釣り場に近づいてきたので、A船を減速させていたところ、ふと、先ほど右舷船首方に見えた黒い棒のような物のことを思い出し、右舷方を見たり、本件釣り場付近で釣りをしている数隻の遊漁船を見たりしながら航行していたところ、突然、船首方から衝撃音が聞こえた。

船長Aは、赤い旗がA船の右舷船首方から右舷後方に流れて行くのが見え、その後、白い船体のボートが右舷方に現れたので、B船と衝突したことを知った。

船長Aは、B船上で負傷した様子の操縦者Bの救助を行った後、118番通報を行った。

船長Aは、ふだん、船首を振って船首方の死角を補いながら航行していたものの、本件釣り場に向ける針路にした際、船首を振るなどして船首方の死角を補う見張り及びレーダーの使用を行っていなかった。

(写真1 参照)

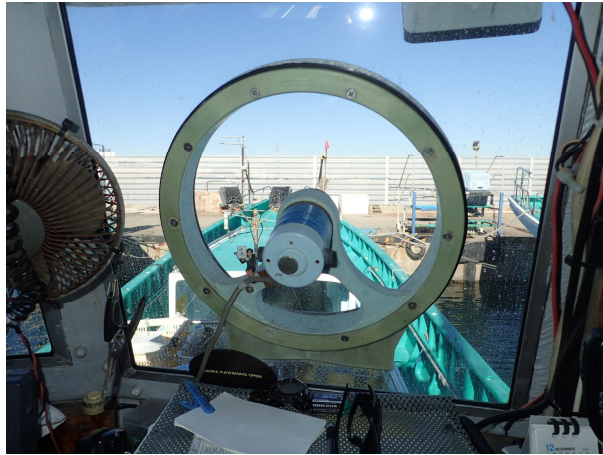


写真1 A船船首の見通し状況（停船時）

B船は、操縦者Bが1人で乗り、釣りの目的で、本件釣り場付近で船首を北西方に向けて船外機を止め、船首から錨を入れ、B船の存在を示す目印として船首部に高さ約2mの棒を立て、棒の頂部に長方形の赤色の旗（縦約0.5m、横約0.6m）を掲げて錨泊した。

操縦者Bは、左舷側中央部で椅子に腰を掛けて左舷方に竿を出して釣りをしていたところ、B船とA船とが衝突した。

操縦者Bは、A船に救助された後、横須賀市鴨居港に運ばれ、消防により病院へ搬送され受診した結果、右上眼瞼^{けん}に挫創^{けん}等と診断された。

操縦者Bは、ふだん、航行中の他船が錨泊中のB船を避けていたので、航行中の他船がB船を避けると思い、釣りに集中していて、周囲の見張りを行っておらず、衝突するまでA船には気付かなかった。

運輸安全委員会の船舶事故ハザードマップ^{*1}には、本事故発生場所付近に次のとおり注意喚起情報が掲載されている。

観音崎付近では、小型船舶、特にミニボートや手漕ぎボートとの衝突事故注意。

観音崎付近では、小型船の衝突事故等が発生しており、特に、ミニボートや手漕ぎボートとの衝突事故等が多い。

遊漁船等の船長は、ミニボート等は視認することが難しい場合があるので、常時見張りを行うこと。

ミニボート等の操縦者は、相手船が気付いていない場合もあるので、早い時期に移動する等の衝突を避ける措置をとること。

分析

A船は、南南西進中、船長Aが、本件釣り場に向ける針路にした際、目視で周囲を一見し、前路に航行の支障となる他船はいないと思い込み、船首を振るなどして船首方の死角を補う見張りを行っていなかったことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられ

*1 「船舶事故ハザードマップ」とは、船舶事故や航行安全に関する情報を世界地図上に表示させる運輸安全委員会によるインターネットサービスをいう。URL:<https://jtsb.mlit.go.jp/hazardmap/>

	<p>る。</p> <p>B船は、船首を北西方に向けて錨泊中、操縦者Bが、左舷方を向いて釣りに集中し、周囲の見張りを行っていなかったことから、航行中のA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>操縦者Bは、ふだん航行中の他船が錨泊中のB船を避けていたことから、本事故当時も航行中の他船がB船を避けると思い、釣りに集中していたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が南南西進中、B船が船首を北西方に向けて釣りをしながら錨泊中、船長Aが、前路に航行の支障となる他船はいないと思込み、船首を振るなどして船首方の死角を補う見張りを行っていなかったため、B船に気付かず、また、操縦者Bが、航行中の他船が錨泊中のB船を避けると思い、釣りに集中し周囲の見張りを行っていなかったため、A船に気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船首方に死角のある船舶の船長は、ミニボート等は視認することが難しい場合があるので、前路に航行の支障となる他船はいないと思込まず、船首を振るなどして死角を補ったり、レーダーを使用したりし、常時、適切な見張りをを行うこと。 ・ 小型船の操縦者は、錨泊中、他船が自船に気付かずに航行している場合があるので、他船が避けると思わず、常時、適切な見張りをを行うこと。 ・ 船長及び操縦者は、海上保安庁や運輸安全委員会等の公表する注意喚起情報に留意すること。